

障害のある人への手当のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

対象者

20 歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。（おおむね身体障害者手帳 1 級から 2 級及び療育手帳[㊤]程度の障害が重複する方、もしくは 1 つの障害であっても同程度の状態にある方。）

手当額

月額27,350円(令和2年度)※埼玉県より支給
(支給月5月、8月、11月、2月)

支給制限

- ・施設に入所中の方、3か月以上継続して病院に入院している方は支給対象となりません。
- ・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

対象者

20 歳未満であって、身体障害者手帳 1 級の一部及び 2 級の一部の方、療育手帳[㊤]相当の方、ならびに精神障害等で同程度の障害を有する方。

手当額

月額14,880円(令和2年度)※埼玉県より支給
(支給月5月、8月、11月、2月)

支給制限

- ・施設に入所中の方、障害を事由とする年金を受給している方は支給対象となりません。
- ・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減することを目的に支給する手当です。

対象者

- 住民税(町県民税)が非課税で、以下のいずれかに該当する方。
- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
 - ・療育手帳[㊤]又はAの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・その他同程度の障害があると認められる方

手当額

月額5,000円(支給月9月、3月)

支給制限

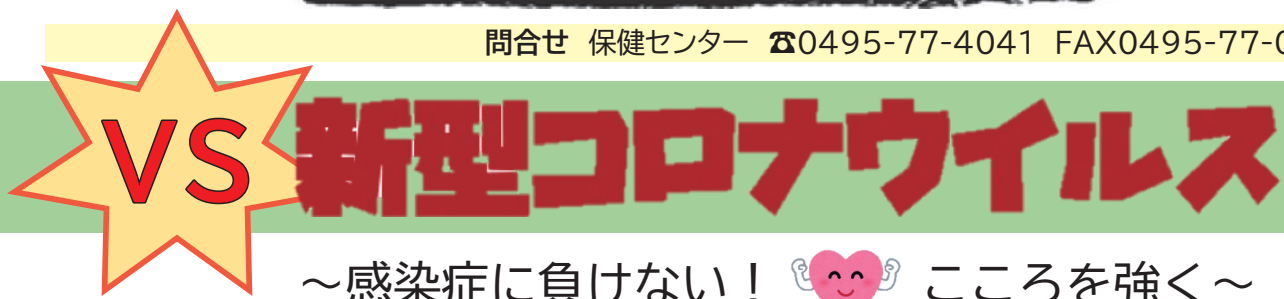
- 以下のいずれかに該当する方は支給対象となりません。
- ・施設に入所中の方
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方
 - ・65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方
- ※毎年8月に所得の確認を行い、住民税(町県民税)が課税の場合には支給停止となります。

保健師・看護師・社会福祉士・管理栄養士からの

♡ 健康メッセージ ♡



問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX0495-77-0550



新型コロナウイルスをはじめとした感染症の影響により、慣れない環境にさらされている方もいらっしゃるかと思います。絶え間なく、感染拡大のニュース等に接していると、誰でも不安や恐れを感じて、心身が振り回されてしまう可能性があります。

こんなことが続いていませんか？

- ☐ わけもなく、気分が落ち込む
- ☐ なんとなく体の調子が悪い
- ☐ 物事に集中できず、ミスが多い
- ☐ 以前と比べて疲れやすい
- ☐ よく眠れない
- ☐ 食欲不振または過食

参考：厚生労働省「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」



チェックの数が多いほど、こころが疲れている可能性があります。身体を動かす、外に出る等の行動が気分転換には効果的です。

たとえば、こんな行動が効果的です



読書



ウォーキング



ゆっくり湯船につかる



バランスの良い食事

他にも・・・

- ・決まった時間に睡眠、食事をとる等規則的な生活を心がける。
- ・電話やSNS等を活用し、離れた家族や友人と連絡を取る。

…など、できることから試してみましょう！

必要な場合は、各種相談窓口(18ページ、20ページ参照)もご活用ください。